

令和 6 年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

令和 7 年 9 月

農林水産省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき公表するものである。

目次

令和6年度の実施状況の概要について

トピックス	5
-------------	---

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	9
ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	9
① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進	9
② 治山対策の推進	15
③ 路網整備の推進	19
イ 地球温暖化対策の推進	21
ウ 生物多様性の保全	24
(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献	26
ア 効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	26
イ 林業事業体・林業経営体の育成	30
① 総合評価落札方式や複数年契約等の活用	30
② 樹木採取権制度の活用	31
ウ 森林・林業行政に対する技術支援と技術者育成の取組	34

(3) 国民の森林としての管理経営	37
ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	37
イ 森林環境教育の推進	39
ウ 森林の整備・保全等への国民参加	43
① NPO 等による森林づくりや森林保全活動の支援	43
② 分収林制度による森林づくり	46

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	47
ア 森林の巡視及び境界の保全	47
イ 森林病虫害の防除	49
ウ 鳥獣被害対策の推進	51
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の管理	54

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給	59
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	63

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進	65
(2) 公衆の保健のための活用の推進	68

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等

- (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進……………71
- (2) 公益的機能維持増進協定制度の活用……………74
- (3) 相続土地国庫帰属制度への対応……………76

6 国有林野の事業運営

- (1) 管理経営の事業実施体制……………79
- (2) その他事業運営に関する事項……………80
 - ア 計画的かつ効率的な事業の実行……………80
 - イ デジタル化等による業務の効率化の推進……………82
 - ウ 安全・健康管理対策の推進……………84

7 その他国有林野の管理経営

- (1) 人材の育成……………85
- (2) 地域振興への寄与……………87
- (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献……………91
- (4) 関係機関等との連携の推進……………93

参考

- 1 用語の解説……………94
- 2 林野庁、森林管理局等のウェブサイト……………101
- 3 令和7年度の国有林野事業の主要取組事項……………102

注) 本報告に記載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

トピックス・事例一覧

トピックス 1 相次ぐ災害への対応

トピックス 2 地方公共団体と連携した森林経営管理制度の推進への貢献

- 事例 1 育成複層林施業を普及するための現地検討会の開催
(四国森林管理局 徳島森林管理署) 13
- 事例 2 都市近郊での花粉発生源対策の推進
(関東森林管理局 千葉森林管理事務所) 14
- 事例 3 治山事業でのドローンによる資材運搬の効率化
(四国森林管理局 嶺北森林管理署) 17
- 事例 4 白濁水発生を抑えるための復旧治山事業
(関東森林管理局 上越森林管理署) 18
- 事例 5 災害時に代替路として活用可能な林道の整備
(近畿中国森林管理局 三重森林管理署) 20
- 事例 6 CLT パネルを活用した庁舎新築工事
(関東森林管理局) 23
- 事例 7 人工林における生物多様性保全への配慮
(九州森林管理局 大分森林管理署) 25
- 事例 8 スギ特定苗木の安定需給協定の締結による生産拡大支援
(九州森林管理局) 28
- 事例 9 林地保全に配慮した簡易架線作業システムの導入の推進
(東北森林管理局 三陸北部森林管理署) 29
- 事例 10 樹木採取権制度による林業経営体の経営基盤の強化
(中部森林管理局 東信森林管理署) 33
- 事例 11 市町村林務担当職員への出前講座の実施
(東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署) 35

- 事例 12 新規就業者育成研修へのフィールド提供
(九州森林管理局 佐賀森林管理署) 36
- 事例 13 SNS を活用した森林・林業・木材産業の魅力発信
(北海道森林管理局) 38
- 事例 14 職員考案のカードゲームを活用した森林環境教育
(東北森林管理局 三陸中部森林管理署) 41
- 事例 15 認定こども園での自然体験活動支援
(中部森林管理局 木曽森林ふれあい推進センター) 42
- 事例 16 「社会貢献の森」協定における海岸林植樹活動
(東北森林管理局 由利森林管理署) 44
- 事例 17 地元企業や地方公共団体と連携した清掃活動の実施
(東北森林管理局 三陸北部森林管理署) 48
- 事例 18 関係機関と連携したナラ枯れ被害対策
(北海道森林管理局 檜山森林管理署) 50
- 事例 19 「受け流す柵」による獣害対策
(中部森林管理局 愛知森林管理事務所) 52
- 事例 20 地方公共団体のシカ被害対策への支援
(近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署) 53
- 事例 21 小笠原諸島森林生態系保護地域における観光客による外来植物の駆除体験
(関東森林管理局 小笠原諸島森林生態系保全センター) 57
- 事例 22 地域のニーズに応じた広葉樹の供給
(東北森林管理局 下北森林管理署) 62
- 事例 23 需要動向に応じた国有林材の供給調整
(林野庁) 64
- 事例 24 アウトドアスポーツのフィールドとしての国有林野の活用
(中部森林管理局 木曽森林管理署) 67

- 事例 25 倒伏した弥生杉の取扱いに係る検討会の開催
(九州森林管理局 屋久島森林管理署・屋久島森林生態系保全センター) 69
- 事例 26 町有林と連携した木材販売
(北海道森林管理局 上川北部森林管理署) 73
- 事例 27 相続土地国庫帰属制度の審査への協力
(北海道森林管理局 胆振東部森林管理署) 77
- 事例 28 モバイル端末を用いた LiDAR 計測による現地測量作業の
効率化
(四国森林管理局) 83
- 事例 29 林道等の路網計画に係る技術研修
(森林技術総合研修所) 86
- 事例 30 アイヌ共用林野の設定によるアイヌ文化の振興
(北海道森林管理局 日高北部森林管理署) 88
- 事例 31 山岳観光地における入山者に配慮した土石流対策
(中部森林管理局 中信森林管理署) 89
- 事例 32 クマ被害の予防に向けた関係団体と協働した森林整備活動
(中部森林管理局 富山森林管理署) 90
- 事例 33 放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための森林整備
(関東森林管理局 磐城森林管理署) 92

ウェブサイト掲載事例一覧

- 事例 34 シマフクロウの生息に配慮した森林施業
(北海道森林管理局)
- 事例 35 人材育成に係る担い手機関との連携の強化
(近畿中国森林管理局)
- 事例 36 国有林モニターを対象とした現地説明会
(四国森林管理局)
- 事例 37 グリーン・サポート・スタッフによる保全管理
(九州森林管理局 屋久島森林生態系保全センター)
- 事例 38 ドローンによるナラ枯れ被害の早期把握・早期対策
(東北森林管理局 青森森林管理署)
- 事例 39 大規模災害発生を想定した職員の防災訓練の本格化
(北海道森林管理局)
- 事例 40 国有林野の活用を通じた東日本大震災からの復興への貢献
(関東森林管理局 福島森林管理署、磐城森林管理署)

上記、「ウェブサイト掲載事例一覧」の事例は以下のウェブサイトに掲載しています。

(参考情報) 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の事例
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/jirei.html



図一覧

1	国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	
図－1	国有林野の分布	10
図－2	国有林野における人工林の齢級構成	11
図－3	国有林野における一貫作業システムの実施面積(○)	27
図－4	樹木採取権の設定及び新たな樹木採取区の指定箇所	32
2	国有林野の維持及び保存	
図－5	国有林野におけるシカ捕獲頭数 (○)	51
図－6	「保護林」と「緑の回廊」位置図	56
3	国有林野の林産物の供給	
図－7	国有林野事業における立木の伐採量 (○)	60
図－8	伐採量、供給量、販売量の関係について	61
5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全等	
図－9	森林共同施業団地の現況 (○)	72
図－10	公益的機能維持増進協定制度のイメージ	75
図－11	国庫に帰属された森林の例	76
6	国有林野の事業運営	
図－12	代表的な森林管理署の事業実施体制	79
図－13	国有林野事業の債務返済状況 (○)	81
図－14	国有林 GIS の活用	82
図－15	ドローンの活用	82

(○)の図は以下のウェブサイト過去のデータを掲載しています。

(参考情報) 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況に関する図及び表

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html



表一覧

1	国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	
表－1	国有林野の森林資源の現況	11
表－2	国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿	12
表－3	保安林の現況	16
表－4	更新、保育、間伐事業の実施状況（○）	22
表－5	森林土木工事における木材・木製品の使用状況（○）	22
表－6	国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況（○）	27
表－7	大学及び試験研究機関との協定数（○）	27
表－8	複数年契約による間伐等事業の状況（○）	30
表－9	樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況	32
表－10	教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況（○）	40
表－11	国民参加の森林 ^も りづくりの協定締結状況	45
表－12	分収林の現況面積（○）	46
2	国有林野の維持及び保存	
表－13	松くい虫被害の状況と対策（○）	49
表－14	保護林区分	55
3	国有林野の林産物の供給	
表－15	国有林材供給量（素材（丸太）換算）（○）	60
表－16	国有林野事業における素材（丸太）供給量（○）	61
表－17	民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太）供給実績（○）	61
表－18	民有林と連携したシステム販売による木材供給量（○）	63
4	国有林野の活用	
表－19	国有林野の用途別貸付け等の状況（○）	66
表－20	国有林野の用途別売払い状況（○）	66
表－21	レクリエーションの森の現況及び利用者数（○）	68
5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等	
表－22	公益的機能維持増進協定の締結状況	74

6 国有林野の事業運営

表－23	請負事業等における重大な災害の発生状況（○）	80
表－24	国有林野事業収入の状況（○）	81
表－25	職員の災害の発生状況（○）	84

7 その他国有林野の管理経営

表－26	森林管理局・署等における森林総合監理士の育成状況（○）	85
------	-----------------------------	----

（○）の表は以下のウェブサイト過去のデータを掲載しています。

（参考情報）国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況に関する図及び表

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html



令和 6 年度の実施状況の概要について (国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約 2 割、森林面積の約 3 割を占め、その多くが奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に分布し、人工林^{*}や原生的な天然林^{*}等の多様な生態系を有しています。その立地や森林資源等の状況から、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民の福祉向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいます。

このような中、国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも公益的機能の維持増進を図っていく必要があります。また、民有林において、森林経営管理制度^{*}等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められています。

これらの国民からの期待に応えるため、国有林野の管理経営を行う国有林野事業は、平成 25(2013)年度から、一般会計で実施する事業に移行し、「国民の森林^{もり}」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めています。

(国有林野のデータ)

< 国有林の組織 >

- ・ 全国に 7 の森林管理局
- ・ 流域(森林計画区)を単位とした 98 の森林管理署を設置

< 面積の概要 >

- ・ 国土面積 3,780 万 ha のうち、国有林野^{*1}の面積 758 万 ha
- ・ 森林面積 2,502 万 ha のうち、国有林^{*2}の割合 30%
(人工林面積 1,009 万 ha のうち、国有林の割合 22%)

*1 国有林野は、国有林野の管理経営に関する法律第 6 条に基づく地域管理経営計画の対象(原野や附属地が含まれる)

*2 国有林は、林野庁所管の森林法第 2 条第 3 項に規定する森林が対象(官行造林等が含まれる)

< 保安林※・保護林・自然公園の指定状況 >

- ・ 91%が保安林(保安林全体のうち 56%が国有林野)
- ・ 13%が保護林
- ・ 31%が自然公園(自然公園全体のうち 41%が国有林野)

< 世界自然遺産※(陸域)に国有林野が占める割合 >

- ・ 知床 94%
- ・ 白神山地 100%
- ・ 小笠原諸島 81%
- ・ 屋久島 95%
- ・ 奄美・沖縄 68%

（管理経営基本計画及び令和 6 年度の実施状況）

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の皆様の意見を聴いた上で「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定し、これに基づき国有林野の管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10 年を 1 期とする計画で 5 年ごとに策定することになっています。

令和 6（2024）年度は、令和 5（2023）年 12 月に定めた令和 6（2024）年 4 月から令和 16（2034）年 3 月までを計画期間とする管理経営基本計画に基づき、①公益重視の管理経営の一層の推進、②民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進への貢献、③「国民の森林」としての森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の推進、④国有林野の林産物の安定供給等に努めました。

本報告は、こうした取組の実施状況について、国民の皆様に理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

* 右肩に「※」を付している用語については、その解説を 94～100 ページに記載。



国有林野の管理経営に関する基本計画

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html



つるぎさん

剣山の山頂付近

(撮影地：徳島県^{な か ぐ ん な か ち ょ う}那賀郡那賀町 徳島森林管理署 ^{な ご ろ だ に や ま}名頃谷山国有林)

トピックス 1 相次ぐ災害への対応

① 令和 6 年能登半島地震等からの復旧への対応

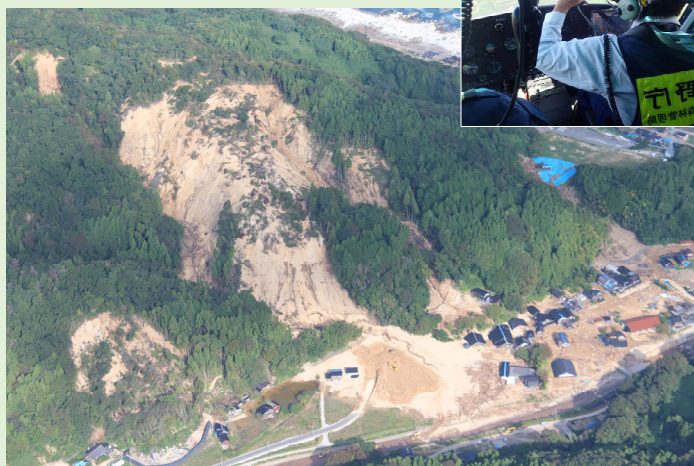
令和 6 (2024) 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震では、最大震度 7 を記録し、奥能登地域を中心に甚大な被害が発生しました。

近畿中国森林管理局では、発災翌日にヘリコプター調査を実施するなど、山地災害の全容の早期把握に努めました。

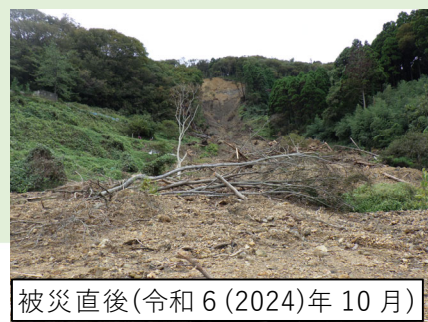
また、輪島市及び珠洲市の民有林に生じた大規模な山腹崩壊箇所等について、石川県に代わって直接、災害復旧等事業を実施しました。これらの災害復旧等事業に引き続き、継続的な復旧を進めるため、両市の民有林 6 区域について 10 年間を復旧期間として、民有林直轄治山事業に着手しました。

このような中、同年 9 月 20 日から石川県能登地方を中心に記録的な豪雨が発生しました。同局では、9 月 24 日に石川県と連携してヘリコプター調査を実施し、山腹崩壊地の拡大や不安定土砂の流出など、被害状況の把握を行いました。これらの調査を踏まえ、着手済の民有林直轄治山事業 6 区域内の 10 か所において、応急対策を実施しました。また、地表面伸縮計や雨量計等の観測機器を設置し、そのデータを輪島市等とリアルタイムに共有を図っています。

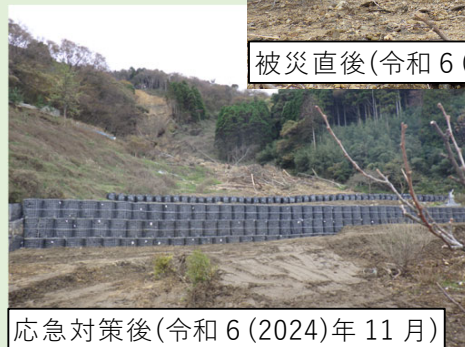
引き続き、関係機関と連携し、地震・豪雨と相次いだ災害からの早期復旧に全力で取り組んでいきます。



豪雨による土砂流出
(令和 6(2024)年 9 月 石川県珠洲市 民有林)



被災直後(令和 6 (2024) 年 10 月)



応急対策後(令和 6 (2024) 年 11 月)

土砂流出箇所の応急対策
(石川県珠洲市 民有林)

② 相次いだ大規模な林野火災への対応

林野庁では、森林パトロール等の山火事予防運動に取り組んでいますが、令和 7 (2025) 年 2 月から 3 月にかけて、全国各地で大規模な林野火災が相次いで発生しました。岩手県大船渡市の民有林で発生した林野火災では、焼損面積が 3,400ha(調査中)に及び、過去 60 年で最大の林野火災となりました。また、愛媛県今治市及び西条市での林野火災では、焼損面積 482ha に及び、国有林も 120ha の被害を受けました。

東北森林管理局及び四国森林管理局では、焼損の程度や被害範囲を把握し、迅速な復旧計画の策定につなげるため、ヘリコプターやドローン[※]等も活用した現地調査を県や関係機関と連携して実施しました。

また、四国森林管理局では、植生消失等により早急に土砂流出防止対策を実施する必要がある渓流において、応急対策を実施しており、国有林野内直轄治山災害関連緊急事業の実施に向けての準備も進めています。

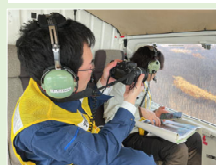
林野庁では、消防庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催しており、国有林においても、検討結果を踏まえた林野の火災予防に取り組んでいきます。

■ 令和 7(2025)年に発生した焼損面積が 100ha 以上の林野火災(令和 7(2025)年 7 月時点)

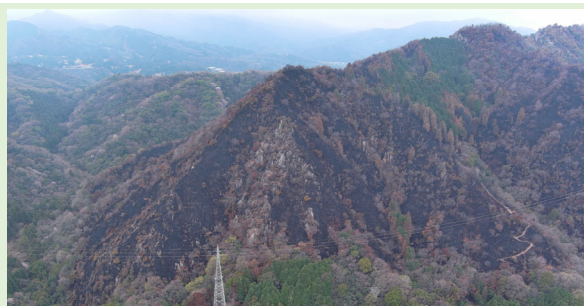
発生日	発生場所	焼損面積
2 月 19 日・26 日	岩手県大船渡市	3,400ha
2 月 26 日	山梨県大月市	107ha
3 月 23 日	岡山県岡山市	486ha
3 月 23 日	愛媛県今治市・西条市	482ha
3 月 23 日	熊本県南阿蘇村	220ha

注 1：岩手県大船渡市及び山梨県大月市の焼損面積には、水源林造成事業地を含む。(21.4a、0.4ha)

2：愛媛県今治市・西条市の焼損面積には、国有林を含む。(120ha)



ヘリ調査で確認された被災箇所
(令和 7 (2025) 年 3 月 岩手県大船渡市 民有林)



ドローン調査で確認された被災箇所
えいのうさん
(令和 7 (2025) 年 4 月 愛媛県西条市 永納山国有林)

大船渡市林野火災への対応状況について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/attach/pdf/0418-8.pdf>



トピックス2 地方公共団体と連携した森林経営管理制度の推進への貢献

平成 31(2019)年 4 月に森林経営管理制度が導入されて以降、令和 5 (2023)年末現在、1,132 の市町村、約 103 万 ha の森林で意向調査が実施されるなど、各地域の実情に合わせた取組が進められています。

こうした中、一部の市町村では、施業を実施すべき森林の所在地が分散していることにより効率的に森林施業^{*}を進めることが難しいといった課題があります。国有林野事業では、国有林野と民有林野が近接している地域において、国有林野と民有林野を一体として効率的な森林整備に取り組む「森林共同施業団地」を設定することにより、地域における森林施業の集約化を促進し、森林経営管理制度の推進に貢献しています。

① 森林作業道や土場の共用・協調出荷の取組

(秋田県大館市・米代東部森林管理署)

米代東部森林管理署、秋田県大館市及び北鹿地域林業成長産業化協議会は、効率的な森林施業を行うため、令和 2 (2020)年度に「大館市森林整備推進協定」を締結し、森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画作成地区の隣接地に 341ha の森林共同施業団地を設定しました。

この団地設定により、同制度に基づく主伐や再造林の際に、団地内の森林作業道^{*}や土場などを共用できるようになったことから、令和 3 (2021)年度には、当該団地で搬出間伐等と協調出荷を行うとともに、隣接する私有林について経営管理実施配分計画が作成され、主伐・再造林が実施されました。

また、同制度の更なる推進や持続的な森林経営を目指し、令和 5 (2023)年度に、協定対象地域を大館市全域に拡大しました。今後は、新たな森林共同施業団地の設定も視野に入れ、引き続き集約化による効率的な森林整備を進めていくこととしています。

共同土場の活用
(令和 6 (2024)年 8 月 秋田県
大館市岩瀬沢外 1 国有林)

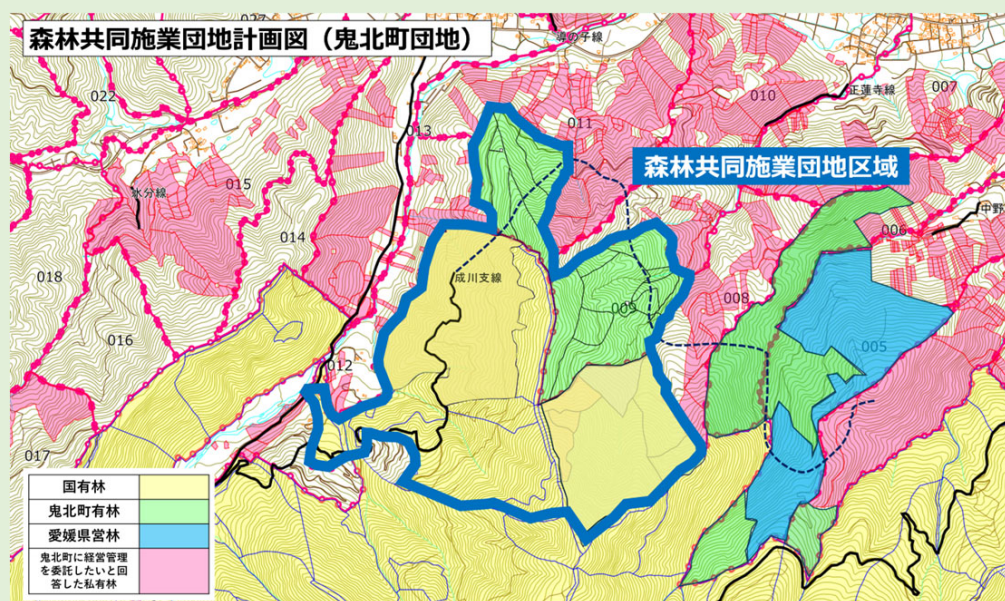


② 森林共同施業団地を核にした民有林の集積・集約化の取組

(愛媛県鬼北町・愛媛森林管理署)

愛媛森林管理署、愛媛県鬼北町及び近永地区町有林管理組合は、町有林と国有林が連携して効率的な森林整備を行うため、令和5(2023)年度に、「鬼北町奈良地区森林整備推進協定」を締結し、204haの森林共同施業団地を設定しました。この協定に基づき、林道や森林作業道を開設・修繕し、効率的な森林整備や木材搬出を行うこととしています。令和6(2024)年度は、民有林で整備予定の森林作業道と連結し相互利用できるよう、あらかじめ国有林内において森林作業道を1,043m開設しました。

同団地周辺には個人所有の森林が多数所在しています。同町が、森林経営管理制度の取組として、森林所有者に対し森林の経営管理に関する意向調査を実施した結果、同町に森林の経営管理を委託したいと回答した者が多くみられました。このため、同町では、今後、当該私有林にも森林共同施業団地を拡大し、国有林の林道や森林作業道も活用して効率的に森林整備を進めていくこととしています。



森林経営管理制度に関しては、令和7(2025)年5月に森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律が公布され、現行の仕組みに加えて、受け手となる林業経営体など地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みが創設されることとなりました。

国有林野事業では、この新たな仕組みを含む森林経営管理制度の推進に貢献できるよう、引き続き、地方公共団体と連携した取組を推進していきます。